

第2号議題 民法の成年年齢改正にともなう規則改正の件 回答

■準備書面 43P JI1RKA 板橋 直樹

3:第2号議案 民法改定に伴う社員選挙関連諸規約改定(被選挙権下限年齢引き下げ)について

3-1:社員選挙の「WAKAMONO」枠の制定・被選挙権緩和について(提案)

若年層の為のハム育成や、若年層会員の意見を社員総会に吸い上げる為、「社員の『WAKAMONO』枠」を提唱したい。

「若年層が増えている」とは言え、その声を吸い上げる場所がないのはおかしいのではないかと考える。

今回提起されている議案が仮に賛成多数で成立したとしても、現状20~30代会員の立候補はほんの僅かであり、場合によっては質問7-24にて後述する地域のしがらみ等もあり、立候補したくても立候補出来ない可能性もある。

そこで、敢えて「社員の『WAKAMONO』枠」を設ける事により、若年層会員の声をダイレクトに当連盟執行部に届けられるのではないかと考える。

対象人口的に全国区選挙となると考えられるが、若者の意見を確実に届ける為には、その様な方策を取るべきである。

合わせて、現在の当連盟選挙規約上の「被選挙権の要件」は「当連盟の正員を連続3年以上継続している者」であるが、上記で述べた「WAKAMONO」世代の社員を増加・世代交代を促進する点で、被選挙権の最低要件を「連続3年以上の正員」から「通算3年以上の正員」とすべきと考える。

いずれも規約の改定が必要となるが、執行部の前向きな答弁を求めたい。

同時に、そもそも論として「連続3年以上」とする根拠は何か、明らかにすべきである。

執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿>社員選挙に「年齢」による特定の当選枠を設けることは、選挙制度の公平性の上で疑問があるため、特定枠を設ける考えはございません。また、当連盟に3年以上連続して在籍し、JARLの現状とそこに至る経緯を知っていただいた上で立候補されることが望ましいと考えます。

<森田会長回答>若い方の意見を当連盟の運営に反映させることは重要であり、ご提案の策も含め、社員の皆さまの意見を聞きながら積極的に検討していきたいと思えます。

3-2:「本議案の対象とする社員」の対象範囲について

当該議案は「社員」の被選挙権年齢を引き下げる事を目的としているが、この「社員」を指す範囲は、「地本選出社員のみ」なのか、「支部選出社員(=各地域の支部長)も含む全社員」なのかを明確にされたい。

各地域の支部長も対象となると、一気に支部の若返りが期待出来、新しい視点での支部運営が出来るのでは、と考える。

執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿> 今回の規則改正条文は、「社員」及び「理事の候補者」の被選挙権に関する条文です。「社員」とは「地方本部区域毎」及び「支部区域毎」の社員です。

<森田会長回答> ご理解のとおり、今回の改正の対象は「支部選出社員(=各地域の支部長)も含む全社員」です。

3-3:地方本部長を含む理事候補者選挙に関する年齢引き下げについて

当該議案が成立した場合、社員の被選挙権年齢が引き下げになるが、一方で地方本部長を含む理事候補選挙も同様に被選挙権年齢の引き下げにはなっていない。社員の被選挙権年齢を引き下げるのであれば、同様に地方本部長を含む理事候補者選挙の被選挙権年齢も引き下げるべきだと考えるが、何故引き下げられないか、理由を確認したい。

社員と同様に、執行部側の新陳代謝をすべきとの立場から質問する。

執行部の見解如何。

<高尾前会長予定原稿> 今回の規則改正条文は、「社員」及び「理事の候補者」の被選挙権に関する条文です。

<森田会長回答> 当連盟の「規則」第22条は、「社員」だけでなく「理事の候補者」の被選挙権も定めています。したがって、今回の「規則」改正によって、「社員」だけでなく「理事の候補者」も被選挙権年齢も引き下げられました。